

生活困窮者自立支援制度を利用してみませんか

心配ごと、悩みごと、困りごと



ひとりで悩まないで

相談
無料

ご相談ください

相談支援員と一緒に考え解決へのお手伝いをします

生活のこと

収入がなくなり
生活が苦しい

住まいのこと

失業等により
家賃の支払いが
厳しい

家族のこと

家族が病気で
医療費が
払えない

学習のこと

子どもに勉強を
させてやりたい

家計のこと

借金があるなど
家計のやり繰りが
難しい

仕事のこと

長く働ける
仕事
見つからない

〒742-0031 柳井市南町三丁目9-3 山口県柳井総合庁舎 2F

山口県柳井健康福祉センター(山口県東部社会福祉事務所)

お気軽に
ご連絡を



0820-22-3777

受付時間

8:30~17:15

(土日祝・年末年始を除く)

制度の詳しい
情報はこちら



上関町・田布施町・平生町・和木町にお住まいの方が対象

生活困窮者自立支援制度のご紹介

住居 | 子どもの学習 | 就労 | 家計の管理 | 等を支援します

自立相談支援事業

～あなただけの支援計画(プラン)を作ります～



生活や仕事、家族のことで困っておられる方、まずはご相談ください。どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援計画(プラン)を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、必要に応じて、他の専門機関等とも連携した支援を行います。



住居確保給付金の支給

家賃等を一部補助

離職などにより収入が減少し、住居を失った方、または失うおそれの高い方に一定期間、家賃や転居費用の補助を行います。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

子どもの学習・生活支援事業

子どもの明るい未来をサポート

ひとり親世帯や生活困窮世帯を対象に、学習支援をはじめ、日常生活習慣、育成環境の改善、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



就労準備支援事業

社会、就労への第一歩

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方に、原則として6か月～1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労の支援や機会の提供を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

☆必要に応じ認定就労訓練事業の利用も可能です。
就労訓練事業…直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する事業(いわゆる中間的就労)

家計改善支援事業

家計の立て直しをサポート

家計状況の「見える化」と課題把握によって、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画(プラン)の作成、専門的な助言等を行い、早期の生活再生を支援します。



相談から支援までの流れ

相談無料・秘密厳守

1 まずは相談窓口へ

窓口にて支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合は、ご自宅にも訪問します。

2 生活を見つめる

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

3 あなたへの支援プラン

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけのプランを作ります。

4 支援の決定・開始

完成したプランは自治体を交えた話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、支援が開始します。

5 定期的なモニタリング

あなたの状態や支援状況を支援員が定期的に確認し、プラン通りにいかない場合は支援計画を再検討します。

6 真に安定した生活へ

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、支援員によるフォローアップがなされます。